

【韓国】「慰安婦の日」制定等を骨子とする慰安婦法の一部改正

日本安全保障戦略研究所研究員 菊池 勇次
(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 2017年11月24日、韓国国会本会議において、「日本軍慰安婦被害者追悼の日」(8月14日)を制定し、国及び地方自治体に追悼行事の開催及び国内外への広報等に関する努力義務を課すこと等を骨子としたいわゆる「慰安婦法」改正法案が可決された。

1 改正の経緯

2016年6月3日に共に民主党の朴完柱(パク・ワンジュ)議員が代表発議した「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律(以下「慰安婦法」)一部改正法律案」等、6件の同法改正法案が2016年11月17日に国会女性家族委員会に上程された。

2017年9月18日、同委員会は「慰安婦法」改正法案に関する公聴会を実施し、9月25日の同委員会法案審査小委員会において、さらに1件を加えた計7件の同法改正法案の内容を統合、調整した代案を提出することが議決された。このうち、「日本軍慰安婦被害者追悼の日」(以下「慰安婦の日」)の制定に関しては、韓国外交部(部は省に相当)が「その他の被害者(徴用、被爆、サハリン残留韓国人)との公平性を考慮すべき」との意見を提示したことが紹介され、最大野党である自由韓国党の尹鍾畢(ユン・ジョンピル)議員は「『慰安婦の日』を制定した場合、日本が『竹島の日』¹をどのようにするか分からないため、国益の観点も考慮する必要がある」との意見を述べた。これに対し、与党である共に民主党の朴奘美(パク・キョンミ)議員は「その他の被害者とは国民の関心水準が全く異なる。また、我々が譲歩しても、日本の妄動を抑えるのに役立つことは実証済みだ」と反論し、女性家族部次官も「最近、関連省庁の意見を聴取したところ、外交部も『慰安婦の日』の制定に反対しないとの立場を表明した」と述べた。その結果、尹議員の懸念を関連省庁に伝えることとする一方、「慰安婦の日」の制定を同法改正法案に盛り込むことが確定した。

その後、9月27日の女性家族委員会全体会議において、法案審査小委員会による代案が委員会案として議決され、同年11月23日に法制司法委員会を通過し、11月24日に本会議で可決された。同法改正法は12月12日に公布され、2018年6月13日に施行される予定である。

2 主要な改正点

「慰安婦法」の主要な改正点は以下のとおりである。

①法律の名称を「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する保護・支援及び記念事業等に関する法律」に変更する。

* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

¹ 「竹島の日」(2月22日)は、2005年に島根県が「竹島の日を定める条例」(平成17年3月25日島根県条例第36号)により定めた記念日。毎年2月22日に島根県が主催する「竹島の日」記念式典に対し、韓国政府は日本政府関係者の出席等に関して抗議を行っている。尹議員の発言は、「慰安婦の日」制定に対抗して、日本が「竹島の日」を法定記念日又は政府主催行事への格上げ等を行うことを懸念してのものと見られる。

- ②元慰安婦の権利・義務と関連した政策を策定する場合、元慰安婦の意見を聴取し、政策の主要内容を国民に積極的に公開する（第2条の2第3項）。
- ③生活安定支援の内容に葬祭費の支援を追加する（第4条第1項第5号）。
- ④記念事業の内容に追悼空間の造成等慰霊事業を明示する（第11条第1項第5号）。
- ⑤慰安婦問題を国内外に知らせ、被害者を追悼するため、毎年8月14日を「日本軍慰安婦被害者追悼の日」と定め、国及び自治体に対し、改正法の趣旨に沿った行事の開催及び広報を実施するよう努力義務を課す（第11条の2）。

参考文献

- ・「일제하 일본군위안부 피해자에 대한 생활안정지원 및 기념사업 등에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(여성가족위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C1C7X0Q9W2B6V0J9I4P1I0N8Y6S6I8>
- ・「제 354 회국회(정기회) 여성가족위원회회의록(법안심사소위원회) 제 2 호」 <<http://likms.assembly.go.kr/record/index.jsp>>より